

2019年3月1日発行（通算第281号）

世界情勢ブリーフィング

<https://guccipost.co.jp/blog/jd/>

昨年の話になりますが、眞子様の「婚約内定者」である小室圭さんが米国のロースクールに留学したことが話題になりました。そのとき、読者の方から、米国のロースクールに行ったらどうなるのか説明して欲しいとのリクエストがありました。

すぐにお答えしようと思ったら、例によって書いているうちに長くなり（苦笑）、また他に上げるべきニュースが多すぎて、時間が経ってしまいました。ただ、米国は、訴訟の多さがよく知られていますが、裁判はもとより、法律家が様々な分野で活躍し、社会の「法化」が高度に進んでいるといわれます。

したがって、本件にかかわらず、米国のリーガル事情を知ることは、米国の社会を理解する上で有益です。そこで、本日は、ご質問の件を題材にしながら、米国のロースクールや弁護士の一般的な事情を解説します。

そういえば、今さらですが、小室さんが通っているフォーダム大学は、トランプ大統領が2年間通った大学ですね。トランプは3年目からペンシルバニア大経営学部（ウォートン・スクール）に編入し、同大学を卒業しています（経済学士）。

米国のロースクールと弁護士

●JDとLLM

まず、米国で弁護士資格をとるには、ロースクールを修了した後、自分が仕事をしたい州（日本人留学生の多数はNYかカリフォルニア）の試験（Bar exam）を受けて合格する必要があります。

米国のロースクールには、3年コース（Juris Doctor, JD）と1年コース（Master of Laws, LLM）があります。

JDはイチから法律を学ぶコースで、学生の大半は米国人です。一方、LLMはすでに法律を修めている人向けのプログラムで、学生の多くは外国人です。日本から来る学生は、すでに日本で弁護士として活動している人や、法学部を卒業して企業で法務部にいる人が勤務先からの派遣で来るケースが多いです。

日本で弁護士や法務部で仕事をしている人は、普通、米国を本拠地にして弁護士をすることはありません。このため、LLMで1年だけ勉強し、Bar examをパスして「NY州弁護士」といったハクだけをつける、というパターンが一般的です。法律事務所や企業は、普通3年も留学させてくれませんかから、1年で終わるといふ点も好都合なのです。

また、NY州のBar examは合格率60~70%で、日本人留学生も多くの人が合格しています（たまに不合格になり、再度チャレンジする人や、そのまま諦める人もいますが）。NY州弁護士の資格がなくとも日本での仕事に支障はないので、黙っていれば分かりません。

米国の弁護士は130万人以上（日本は約3万人）おり、毎年の合格者数も5万人（日本は約1,500人）です。米国のBar examは日本の司法試験と比べるとかなり受かりやすい試験といえます。

●米国法弁護士と「国際弁護士」

小室氏のロースクール留学についてみると、報道によれば、LLMへの入学が認められましたが、さらにその後、本人はJDに進学することを望んでいるようです。

なぜ米国のロースクールに進んだかですが、おそらく、日本の司法試験をパスするのは難しいので、米国のBar examに挑戦しようと考えたのだらうと思います。前述のとおり、日本の司法試験は大変な難関ですが、米国のBar examは企業の法務部の方が1年勉強すればとれるので、単に資格をとるというだけならば、後の方が確実です。

Bar examに合格して資格をとるだけならLLMでも良いのですが、小室さんは法学部・法科大学院出身ではないとのことで、弁護士ではなく、法律実務の経験もないので、LLMに入るのは普通無理です。ただ、ここはおそらく学校の判断で特例として認められたのでしょう。

他方、JDを修了するのであれば最初からJDに行けば良いので、このパターンはかなり異例と思います（JDをとってから専門知識を深めるためにLLMに行く例はある）。個人的には聞いたことがありません。

ではなぜこのような判断をしたのか。完全な憶測になりますが、おそらく、（1）とりあえずLLMで1年勉強してBar examの合格を目指し、まずは資格をとる、（2）その後すぐに帰国するか、さらにJDで3年（2年？）勉強するかはそのときに決めれば良い、（3）もし合格できなければ、その後JDで勉強して、2～3年後にもう一度試験を受ける・・・というプランを考えたのではないかと思います。

ロースクールで1年間勉強しただけではBar Examの受験資格が得られないので、さらに数年の勉強を希望しているのではないかとこの見方を聞いたことがあります。たしかに、NY州のBar examは、受験資格が比較的厳格で、法律科目の履修や実務経験が求められます。ただ、小室さんは法学部を修了しているので、法律科目の履修という条件は満たしているのではないかと思います。

実務経験の条件についてはグレーです。ただ、仮に条件を満たしていない場合でも、受験資格が緩い他の州の試験、たとえばカリフォルニア州のBar examを受けることは可能です。カリフォルニア州はNY州より難しいのですが（合格率は45～50%）、受験資格の条件を満たしていない人がやむを得ずカリフォルニア州にす、というパターンもよく聞きます（一般的にはNY州の方が日本人には人気があります）。

次にBar examに合格したとして、その後JDに進学する意味はあるのか？と疑問に思うかもしれませんが、資格があってもすぐに戦力として働けるものではありません。LLMで1年勉強しただけでは、正直なところ法律家としては使い物にならないと思います。特に米国法の弁護士となると日本でできる仕事は限定されます。ご本人もおそらくそこは分かった上で、資格をとった上で、もっと米国で勉強したいと思っているのではないかと思います。また、諸般の事情にかんがみると、1年ではなく3年くらい日本を離れた方が良いと考えたのかもしれません。

もっとも、JDに進むとなると、法律の勉強のみならず、米国人の学生と完全に対等な立場で競争せざるを得ない点に難しさがあります。高度の英語力が求められる点は言うまでもありません。

また、最終的に米国弁護士の資格をとったとしても、その後、果たして日本で仕事ができるのか、という問題があります。前述のとおり、米国法の弁護士が日本でできる仕事は限定されます。外国法の弁護士は日本国内では訴訟の代理をすることができません。彼らは企業の法務部のコンサルタントのような仕事をしています。

もちろん、こうした企業法務も非常に重要な仕事で、特にこの10年の間でそのニーズは大きく拡大しています。日本人の外国法弁護士も最近では珍しくなく、著名弁護士として活躍している方もおられます。ただ、こうした分野で活躍するのはそれほどたやすいことではありません。

なお、テレビなどでよく「国際弁護士」という肩書が出ますが、これは公式な用語ではありません（「国際弁護士」という名称の資格はありません）。日本法の弁護士が国際的な業務を行っている場合の通称か、あるいは

は日本法の弁護士資格はないが外国法の弁護士資格をもっている人が自称する場合のいずれかに使われているようです。

日本法の弁護士資格がなければ日本国内では法的な意味で「弁護士」ではないので、そういう人が「弁護士」を名乗ると詐称になってしまいます。そうした問題を避けるための便宜的な肩書が「国際弁護士」なのです。

- 「アメリカン・ロイヤー」

では、日本に帰国せずに米国で仕事をすれば良いかと言えば、先に述べたとおり、米国には弁護士は130万人以上います。競争は激しく、しかも米国人と対等の立場で戦わなければなりません。

法律は言葉の仕事ですから、ネイティブ・スピーカーでない人にとっては大変です。Bar Examをパスして資格を得ても、LLMで1年勉強しただけでは使い物になりません。米国で弁護士として仕事をするためにはやはり最低限JDは必要ということです。

ちなみに、米国には弁護士のドラマが山のようにありますが（たとえば私が学生のときは『アリー・マクビール』が大変な人気でした・・・レンタルビデオやBSを使わないと見られない時代でしたが）、こうした競争や実務について最新の様子を知るには、メーガン・マークルの出演も話題の人気ドラマ『スーツ』や『ブレیکنング・バッド』のスピノフである『ベター・コール・ソウル』がお勧めです。個人的に『スーツ』はちょっと軽すぎる気もしますが・・・。

- ・ 「ヘンリー王子の結婚式」 (18/5/14)
<https://guccipost.co.jp/blog/jd/?p=5463>
- ・ 「ドラマ『ブレیکنング・バッド』」 (17/10/6)
<https://guccipost.co.jp/blog/jd/?p=4486>

脱線しました。話を戻すと、勉学の点でも、その後のキャリアという意味でも、日本人がJDに行くのはかなりの覚悟が必要です。よほどのプランがない限り、「無謀」とみられるでしょう。

なお、今でも純粋な日本人でJDに行く人は少ないと思いますが（私の友人にはいますがレアな例です）、昔はもっとレアでした。その中で、30年以上も前に、純粋国内育ちの人がJDコースに挑戦した数少ない例の体験記が阿川尚之『アメリカン・ロイヤーの誕生－ジョージタウン・ロー・スクール留学記』です。

私が敬愛する阿川尚之さんの初単著です。今読んでも色あせない魅力があります。私は後輩が留学するときに（ロースクールでなくとも）一読を勧めています。

ご質問の件に戻ると、小室さんがどこまでこうした現実を考えているかは定かではありません。資格だけとれば格好がつく、3年経てば自分を取り巻く環境も良くなる、英語の勉強も得意だから大丈夫、米国に住むのも楽しかろう・・・と考えたのかどうか。私には分かりません。

ちなみに私のペンネームである「JD」ですが、「Juris Doctor」に由来しているのかといえば、そうかもしれませんが、違う意味もあります。いうなればダブルもしくはトリプル・ミーニングです。しかし実は大した意味はないという説もあります。期待外れに終わるかもしれないので、あまり詮索されないようお願いいたします（笑）。

あとがき

■ 女性格闘家が強盗を撃退、ボコボコにして警察に引き渡す ブラジル (1月9日付CNN)
<https://www.cnn.co.jp/showbiz/35131016.html>

いやあ、すごい話だ、さすがブラジル・・・で終わりそうですが、私が思い出したのは日本のある裁判例。

英国人の空手家が、日本人女性が男性に襲われて「ヘルプ・ミー」と叫んでいるのを見て（実はカップルがふざけていただけだった）、その男性に空手技（上段回し蹴り）を見舞い、打ち所が悪くて死亡させてしまったという事件です。通称「勘違い騎士道事件」もしくは「ヘルプ・ミー事件」。ジョークのような話と思うかもしれませんが、刑法のリーディング・ケースであり、法律家を目指す者には必修の事案です。

この事件で法的な論点になったのは、「正当防衛」が成立するか、それとも正当防衛にはあらず、せいぜい「過剰防衛」にとどまるか、でした（加えて「誤想防衛」の扱いという別の論点もあるのですが、ここでは立ち入りません）。

普通に考えれば正当防衛になりそうですが、加害者は空手家で、身体と技術が凶器のようなものだから、それを使うのはやりすぎではないか、という点が問題になりました。ちなみに正当防衛であれば無罪になりますが、過剰防衛であれば犯罪は成立し、有罪の上減刑ということになるので、言葉は似ていますが、処分内容には大きな違いがあります。

結果として、この事件は過剰防衛になりました。「力なき正義は無力なり」という言葉のとおり、人を救うにはそれなりの実力が必要であって、だからこそ正義感の強い人は自分を鍛えて、勇気をもって力をふるうものだと思いますが、この事件は、結果的にそれが裏目に出ることを示したわけです。なんだか悲しい・・・と当時この事件を勉強した私は思ったものでした。

ブラジルの事件に戻ると、日本とは法制度も違うので一概には論じられませんが、その点をとりあえずおいて、「勘違い騎士道事件」と比べると、格闘家が身を守るために格闘術を使った点は同じです。幸いなことにブラジルの事件では相手は死亡していないので結果は異なりますが、それでも写真を見る限り「やりすぎ」という印象は受けます。ただ大きな違いとして「相手が銃をもっていた」という事実があります。これは非常に重要な事実で、正当防衛の成立を認める上で決定的な事情とあって良いでしょう。

ただし、この銃はおもちゃだったとのことなので、勘違いがあったという点でも「勘違い騎士道事件」の誤想防衛と似ていますね。格闘家の女性は、銃にしては「柔らかすぎる」と思ったそうなので、もっとややこしいことになりそうです。とはいえ、誤解の程度、ブラジル（事件が起こった場所）の治安状況といった点を考えれば、おそらく結論に影響は与えないでしょう。

事案としてはだいぶ違うところもありますが、刑法の事案と法的思考の面白さの一端が分かるかと思い、ご紹介しました。法律の勉強は退屈だ・・・と思う方は、こうした具体的な事件をみて、その事実関係の面白さ（というと不謹慎なこともあります）を楽しんでみるのも一興と思います。世の中にはとんでもない事件があること、そしてそれを解決するために法律（と法的判断）がどのように役に立つのか（あるいは立たないのか）、知ることができるでしょう。

ということで、今回は「あとがき」までリーガルの話になりました。金曜ですし、たまにはこういうのも良いでしょう。良い週末をお過ごしください。

【発行】The Gucci Post
(Copyright 2019 グッチーポスト株式会社)
【世界情勢ブリーフィングHP】 <https://guccipost.co.jp/blog/jd/>
【バックナンバー】 <https://guccipost.co.jp/blog/jd/?cat=29>
【グッチーポストHP】 <https://guccipost.co.jp/blog/>
【編集部Facebook】 <https://www.facebook.com/GucciPost/>
【編集部twitter】 https://twitter.com/gucci_post
【お問い合わせ】 inquire@guccipost.co.jp
【内容についての質問・コメント】 jd.world.briefing@gmail.com

※本メルマガの内容は、筆者の個人的な見解であり、グッチーポスト株式会社含めいかなる組織またはグッチー編集長含め他のいかなる個人の見解を代表ないし代理するものではなく、他の個人または組織がその内容に対して責任を負うことはありません。